

目次

第2章 地域の概況	2-1
第1節 社会的状況	2-1
1. 人口及び産業の状況	2-1
(1) 行政区画の状況	2-1
(2) 人口分布及び人口密度	2-1
(3) 人口動態	2-2
(4) 年齢別人口	2-2
(5) 世帯の状況	2-3
(6) 主な産業	2-3
(7) 産業構造	2-4
(8) 製造品出荷額	2-5
2. 交通量の状況	2-6
3. 土地利用の状況	2-9
(1) 土地利用の状況	2-9
(2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の決定状況	2-9
4. 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	2-16
5. 水域の利用状況	2-17
(1) 河川、湖沼及び地下水の利用	2-17
(2) 内水面利用の状況	2-20
6. 環境整備の状況	2-23
(1) 上水道	2-23
(2) 下水道	2-23
(3) 廃棄物処理	2-23
(4) 公害の苦情の状況	2-24
7. 法令による指定及び規制等の状況	2-25
(1) 大気汚染防止法による規制地域の状況	2-25
(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に おける総量の削減等に関する特別措置法に係る対策地域の状況	2-25
(3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に係る沿道整備道路の状況	2-25
(4) 自然公園法等に基づく国立公園、国定公園及び 都道府県立自然公園区域	2-25
(5) 自然環境保全法等に基づく原生自然環境保全地域、 自然環境保全地域及び 都道府県自然環境保全地域	2-25
(6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく 文化遺産、自然遺産の区域	2-26
(7) 都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の地域	2-26
(8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する 法律に基づく生息地等保護区の区域	2-26

(9)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく	
	鳥獣保護区等の区域	2-26
(10)	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する	
	条約に基づく湿地	2-26
(11)	都市計画法に基づく風致地区の区域	2-27
(12)	都市計画法に基づく用途地域の指定状況	2-27
(13)	景観法に基づく景観計画区域、景観重要公共施設の	
	整備に関する事項、景観重要建造物、景観重要樹木の指定状況	2-27
(14)	大気汚染に係る環境基準	2-27
(15)	水質汚濁に係る環境基準	2-29
(16)	土壌汚染に係る環境基準	2-36
(17)	騒音に係る環境基準	2-39
(18)	環境基本法に基づく公害防止計画の策定状況	2-40
(19)	騒音規制法に基づく自動車騒音の限度及び指定地域の状況	2-40
(20)	騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する	
	騒音の規制基準の状況	2-41
(21)	振動規制法に基づく道路交通振動の限度及び指定地域の状況	2-42
(22)	振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する	
	振動の規制基準の状況	2-42
(23)	水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項の規定により指定された地域	2-43
(24)	水産資源保護法第 15 条第 1 項の規定により指定された地域	2-43
(25)	湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 1 項及び第 2 項の	
	規定により指定された湖沼及び地域	2-43
(26)	水質汚濁防止法に基づく排水基準の内容	2-44
(27)	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の設定状況	2-46
(28)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準	2-46
(29)	悪臭防止法に基づく規制基準及び指定地域の状況	2-47
(30)	森林法に基づく保安林	2-48
(31)	砂防法に基づく砂防指定地の指定状況	2-51
(32)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく	
	急傾斜地崩壊危険区域の指定状況	2-51
(33)	地すべり防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況	2-51
(34)	建設リサイクル法	2-51
8 .	地域の環境に係る方針等の状況	2-55
(1)	長野県環境基本条例	2-55
(2)	長野県環境基本計画	2-56
(3)	各市村の環境基本条例	2-56
(4)	各市村の環境基本計画	2-57
(5)	都市緑地法に基づく緑地保全計画	2-57

(6)	景観法に基づく景観計画	2-57
(7)	長野県景観条例	2-57
(8)	水道水源保全地区の区域の状況	2-57
(9)	生活排水対策重点地域の区域の状況	2-57
(10)	長野県希少野生動植物保護条例に基づく生息地等保護区の指定状況	2-57
(11)	主要な事業計画（開発動向）	2-58
(12)	長野県廃棄物処理計画	2-61
第2節	自然的状況	2-63
1 .	気象の状況	2-63
(1)	気候の地域区分	2-63
(2)	気温、風速、日照時間及び降水量等	2-64
2 .	水象の状況	2-66
(1)	河川及び湖沼	2-66
(2)	地下水等	2-66
3 .	地象の状況	2-69
(1)	地形	2-69
(2)	地質	2-72
(3)	注目すべき地形・地質	2-76
(4)	土壌	2-79
(5)	災害履歴等	2-79
4 .	動植物の状況	2-82
(1)	植物の生育状況	2-82
(2)	動物の生息状況	2-108
(3)	注目すべき種等	2-123
5 .	景観・文化財の状況	2-137
(1)	主要な景観資源	2-137
(2)	主要な眺望点	2-137
(3)	史跡及び文化財等	2-140
6 .	触れ合い活動の場の状況	2-143
7 .	大気質・水質等の状況	2-146
(1)	大気質	2-146
(2)	騒音	2-148
(3)	振動	2-148
(4)	低周波音	2-148
(5)	悪臭	2-148
(6)	水質	2-148
(7)	地下水の水質	2-150
(8)	土壌汚染	2-150
(9)	地盤沈下	2-150
文献又は資料		2-151

図番

図 2.1.1	人口動態	2-2
図 2.1.2	主要道路等位置図	2-7
図 2.1.3	土地利用図	2-10
図 2.1.4 (1)	土地利用基本計画図(農業地域)	2-12
図 2.1.4 (2)	土地利用基本計画図(森林地域)	2-14
図 2.1.5	取水源位置図	2-18
図 2.1.6	漁業権の設定状況図	2-21
図 2.1.7	水質の環境基準類型指定範囲図	2-34
図 2.1.8	保安林位置図	2-49
図 2.1.9	防災関係指定状況図	2-53
図 2.1.10	長野県環境基本条例の体系	2-55
図 2.1.11	長野県環境基本計画の体系	2-56
図 2.1.12	主要な事業計画位置図	2-59
図 2.2.1	気候による地域区分(長野県)	2-63
図 2.2.2	気象観測所位置図	2-65
図 2.2.3	河川位置図	2-67
図 2.2.4	地形分類図	2-70
図 2.2.5	表層地質図	2-74
図 2.2.6	注目すべき地形・地質位置図	2-77
図 2.2.7	土壌図	2-80
図 2.2.8	現存植生図	2-106
図 2.2.9	注目すべき植物群落の位置図	2-129
図 2.2.10	注目すべき動物の生息状況図	2-135
図 2.2.11	主要な自然景観資源及び眺望点位置図	2-138
図 2.2.12	文化財位置図	2-141
図 2.2.13	主要な人と自然との触れ合い活動の場位置図	2-144
図 2.2.14	大気質測定位置図	2-147
図 2.2.15	水質測定位置図	2-149

表番

表 2.1.1	各市村の変遷	2-1
表 2.1.2	人口の状況	2-1
表 2.1.3	年齢別人口	2-2
表 2.1.4	世帯数	2-3
表 2.1.5	産業別就業人口	2-3
表 2.1.6	産業大分類別就業人口	2-4
表 2.1.7	製造品出荷額	2-5
表 2.1.8	交通量の状況	2-6

表 2.1.9	地目別土地利用状況	2-9
表 2.1.10	調査区域の利水の状況（簡易水道）	2-17
表 2.1.11	漁獲の状況	2-20
表 2.1.12	上水道の状況	2-23
表 2.1.13	下水道の状況	2-23
表 2.1.14	公害の苦情件数	2-24
表 2.1.15	大気汚染に係る環境基準について	2-28
表 2.1.16(1)	水質汚濁に係る環境基準について	2-30
表 2.1.16(2)	水質汚濁に係る環境基準について	2-31
表 2.1.16(3)	地下水の水質汚濁に係る環境基準について	2-32
表 2.1.16(4)	水質汚濁に係る環境基準	2-33
表 2.1.17	土壌汚染に係る環境基準	2-37
表 2.1.18(1)	騒音に係る環境基準について	2-39
表 2.1.18(2)	騒音に係る環境基準（道路に面する地域）	2-39
表 2.1.18(3)	騒音に係る環境基準 （幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値）	2-39
表 2.1.19	自動車騒音の限度を定める総理府令（要請限度）	2-40
表 2.1.20(1)	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	2-41
表 2.1.20(2)	騒音規制法に基づく区域の区分（長野県）	2-41
表 2.1.21	道路交通振動に係る限度（要請限度）	2-42
表 2.1.22(1)	特定建設作業に伴って発生する振動の規則に関する基準	2-42
表 2.1.22(2)	振動規制法に基づく区域の区分（長野県）	2-42
表 2.1.23(1)	排水基準（有害物質）	2-44
表 2.1.23(2)	排水基準（生活環境に関する項目）	2-45
表 2.1.24	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準	2-46
表 2.1.25(1)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（大気）	2-46
表 2.1.25(2)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（水質）	2-47
表 2.1.26(1)	悪臭に係る規制基準（悪臭物質：長野県）	2-48
表 2.1.26(2)	悪臭に係る規制基準（臭気：長野県）	2-48
表 2.1.27	長野県景観条例の概要	2-58
表 2.1.28	主要な事業計画	2-58
表 2.2.1	気象の状況	2-64
表 2.2.2	主要な河川一覧表	2-66
表 2.2.3	注目すべき地形・地質	2-76
表 2.2.4	調査対象地域における植物	2-83
表 2.2.5	注目すべき種及び群落の選定根拠	2-105
表 2.2.6	調査対象地域における哺乳類	2-109
表 2.2.7	調査対象地域における鳥類	2-111
表 2.2.8	調査対象地域におけるは虫類	2-113
表 2.2.9	調査対象地域における両生類	2-114

表 2.2.10	調査対象地域における魚類	2-115
表 2.2.11	調査対象地域における昆虫類	2-117
表 2.2.12	調査対象地域における貝類	2-121
表 2.2.13	注目すべき種及び生息地の選定根拠	2-122
表 2.2.14	注目すべき植物	2-123
表 2.2.15	注目すべき動物	2-132
表 2.2.16	主要な景観資源	2-137
表 2.2.17	主要な眺望点	2-137
表 2.2.18 (1)	史跡・名勝・天然記念物の指定状況	2-140
表 2.2.18 (2)	地域を定めず指定された文化財	2-140
表 2.2.19	主要な人と自然との触れ合いの活動の場一覧	2-143
表 2.2.20	大気質の経年変化(飯田合同庁舎)	2-146
表 2.2.21	折立橋(遠山川)の水質測定結果	2-148

第2章 地域の概況

第1節 社会的状況

1. 人口及び産業の状況

(1) 行政区画の状況

調査区域には、「長野県飯田市」「長野県下伊那郡天龍村」の1市1村があります。このうち、飯田市、下伊那郡天龍村を以下「調査対象地域」とします。

表 2.1.1 に調査対象地域の変遷を示します。

なお、行政界を事業概要の図 1.1.1 に示します。

表 2.1.1 各市村の変遷

市村名	合併編入年月日	合併編入事項
飯田市	昭和12年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市制施行、飯田町、上飯田町 飯田市、下伊那郡座光寺村、松尾村、竜丘村、三穂村、伊賀良村、山本村、下久堅村が合体。 下伊那郡川路村を編入。 下伊那郡龍江村、千代村、上久堅村を編入。 下伊那郡鼎町を編入。 下伊那郡上郷町を編入。 下伊那郡上村、南信濃村を編入。
	昭和31年9月30日	
	昭和36年3月31日	
	昭和39年3月31日	
	昭和59年12月1日	
	平成5年7月1日	
平成17年10月1日		
下伊那郡天龍村	昭和31年9月30日	下伊那郡平岡村と神原村を廃し、新たに天龍村を置く。

出典：飯田市ホームページ (<http://www.city.iida.nagano.jp/index.shtml>)¹⁾

(2) 人口分布及び人口密度

調査対象地域及び長野県における人口の状況として国勢調査の結果を表 2.1.2 に示します。

県全体では平成17年以降から人口が減少しており、調査対象地域では人口が軒並み減少しております。

表 2.1.2 人口の状況

市村(県)名	面積 (平成17年)	人口			人口密度 (平成17年)
		平成7年	平成12年	平成17年	
飯田市	658.76 km ²	110,204 人	110,589 人	108,624 人	164.9 人/km ²
下伊那郡天龍村	109.53 km ²	2,445 人	2,239 人	2,002 人	18.3 人/km ²
長野県	13,562.23 km ²	2,193,984 人	2,215,168 人	2,196,114 人	161.9 人/km ²

注1) データは、総務省統計局「平成7、12、17年国勢調査報告」の各年10月1日現在のものです。

注2) 平成7年、12年の飯田市のデータは、合併前の飯田市、上村、南信濃村の合計値です。

出典：平成7年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口

(平成9年：総務庁統計局)に基づき市町村合併後の値を算出したものです。²⁾

：平成12年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口

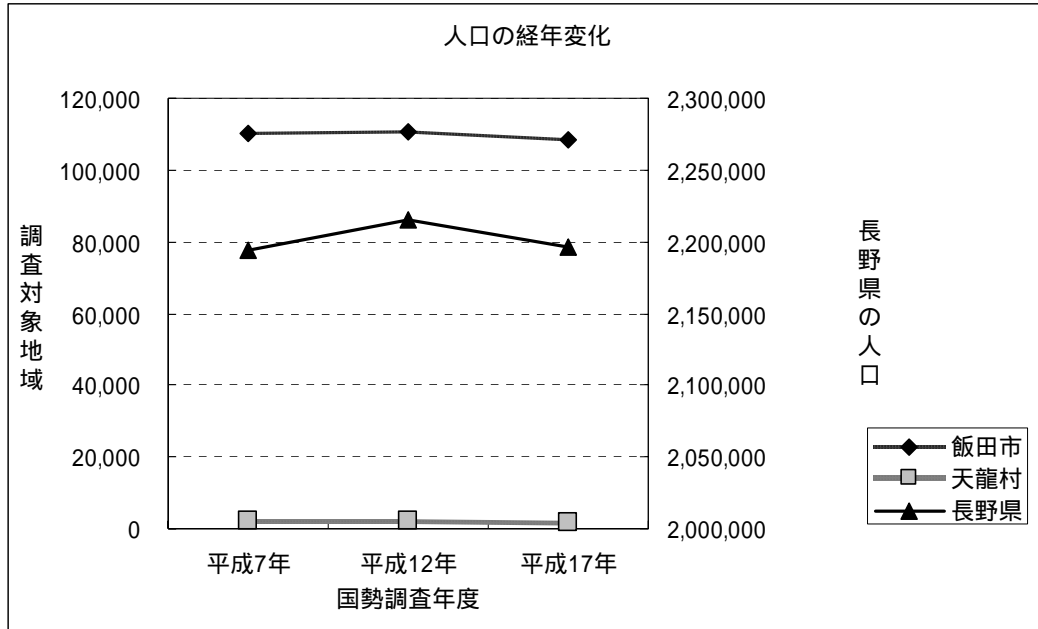
(平成15年：総務省統計局)に基づき市町村合併後の値を算出したものです。³⁾

：平成17年国勢調査 長野県ホームページ (<http://www3.pref.nagano.jp/>)

(平成18年：総務庁統計局)⁴⁾

(3) 人口動態

調査対象地域及び長野県における5年毎の人口の経年変化を図2.1.1に示します。
 平成7年度からの経年変化は、調査対象地域の天龍村では、人口が減少しています。
 また、県全体及び調査対象地域の飯田市では、平成7年度から人口が若干増加していますが、平成12年以降から減少しています。



注1) 平成7年、12年の飯田市のデータは、合併前の飯田市、上村、南信濃村の合計値です。

図 2.1.1 人口動態

(4) 年齢別人口

調査対象地域及び長野県における年齢別人口の状況を表2.1.3に示します。
 年齢構成は、天龍村の老人人口が生産者年齢人口より若干多い値となっています。
 また、飯田市及び長野県では、生産者年齢人口の割合が高くなっています。

表 2.1.3 年齢別人口

市村(県)名		年齢構成(平成18年10月1日現在)				
		年少人口 (14歳以下)	生産者年齢人口 (15~64歳)	老人人口 (65歳以上)	年齢不詳	合計
飯田市	総数	15,866人	63,129人	28,515人	335人	107,845人
	割合	14.7%	58.5%	26.4%	0.3%	100%
下伊那郡 天龍村	総数	128人	837人	972人	0人	1,937人
	割合	6.6%	43.2%	50.2%	0%	100%
長野県	総数	313,250人	1,342,173人	532,309人	1,445人	2,189,177人
	割合	14.3%	61.3%	24.3%	0.1%	100%

注1) データは、長野県による平成18年10月1日現在のものです。

出典：長野県ホームページ <http://www3.pref.nagano.jp/> (平成18年：長野県企画局情報政策課) 4)

(5) 世帯の状況

調査対象地域及び長野県における5年毎の世帯数の状況を表2.1.4に示します。
調査対象地域の天龍村では、若干の減少を示しています。また、県全体及び調査対象地域の飯田市では、世帯数が増加しています。

表 2.1.4 世帯数

市村(県)名	世帯数		
	平成7年	平成12年	平成17年
飯田市	34,890世帯	36,762世帯	37,350世帯
下伊那郡天龍村	943世帯	899世帯	830世帯
長野県	713,414世帯	758,164世帯	780,245世帯

注1) データは、総務省統計局「平成7、12、17年国勢調査報告」の各年10月1日現在のものです。

注2) 平成7年、12年の飯田市のデータは、合併前の飯田市、上村、南信濃村の合計値です。

出典：平成7年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口
(平成9年：総務庁統計局)に基づき市町村合併後の値を算出したものです。²⁾

：平成12年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口
(平成15年：総務省統計局)に基づき市町村合併後の値を算出したものです。³⁾

：平成17年国勢調査 長野県ホームページ (<http://www3.pref.nagano.jp/>)⁴⁾
(平成18年：総務庁統計局)

(6) 主な産業

調査対象地域及び長野県の平成7、12、17年の産業別就業人口を表2.1.5に示します。調査対象地域及び長野県においては、主に第2次産業就業人口と第3次産業就業人口により産業人口が構成されており、平成7年から平成17年までの経年変化をみると、第1次産業人口及び第2次産業人口は減少傾向にあり、第3次産業人口については飯田市で増加から減少、天龍村で減少、長野県で増加傾向にあります。

表 2.1.5 産業別就業人口

市村(県)名	年次	就業人口				合計
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	
飯田市	平成17年	6,415人	19,682人	31,490人	449人	58,036人
		11.1%	33.9%	54.3%	0.8%	100%
	平成12年	6,535人	22,233人	31,703人	59人	60,530人
		10.8%	36.7%	52.4%	0.1%	100%
	平成7年	7,581人	23,250人	30,694人	57人	61,582人
		12.3%	37.8%	49.8%	0.1%	100%
下伊那郡天龍村	平成17年	135人	354人	440人	0人	929人
		14.5%	38.1%	47.4%	0.0%	100%
	平成12年	138人	471人	494人	1人	1,104人
		12.5%	42.7%	44.7%	0.1%	100%
	平成7年	161人	579人	524人	—	1,264人
		12.7%	45.8%	41.5%	0.0%	100%
長野県	平成17年	131,645人	354,812人	655,477人	8,946人	1,150,880人
		11.4%	30.8%	57.0%	0.8%	100%
	平成12年	134,545人	421,450人	639,860人	4,426人	1,200,281人
		11.2%	35.1%	53.3%	0.4%	100%
	平成7年	155,541人	441,997人	619,478人	1,309人	1,218,325人
		12.8%	36.3%	50.8%	0.1%	100%

注1) データは、総務省統計局「平成7、12、17年国勢調査報告」の各年10月1日現在のものです。

注2) 合計には、分類不能も含まれます。また、%は小数点第2位で四捨五入したものです。

注3) —は、該当のないものです。

注4) 平成7年、12年の飯田市のデータは、合併前の飯田市、上村、南信濃村の合計値です。

出典：平成7年国勢調査報告 第3巻 その2 都道府県・市区町村編 20 長野県
(平成9年：総務庁統計局)に基づき市町村合併後の値を算出したものです。⁵⁾

：平成12年国勢調査報告 第3巻 その2 都道府県・市区町村編 20 長野県
(平成14年：総務省統計局)に基づき市町村合併後の値を算出したものです。⁶⁾

：平成17年国勢調査 長野県ホームページ (<http://www3.pref.nagano.jp/>)
(平成18年：総務庁統計局)⁴⁾

(7) 産業構造

調査対象地域及び長野県における平成 12 年の産業大分類別就業人口を表 2.1.6 に示します。

産業大分類別就業人口で見ると、第 1 次産業では、下伊那郡天龍村は農業の就業人口の構成割合が高く、飯田市は第 1 次産業の割合が特に低いですが、その中では農業の割合が比較的高くなっています。第 2 次産業では、飯田市は製造業、下伊那天龍村では建設業が高い割合を示しています。第 3 次産業では、長野県、両市村ともにサービス業、卸売・小売業、飲食店の構成割合が高くなっています。

表 2.1.6 産業大分類別就業人口

産業分類	飯田市		下伊那郡天龍村		長野県		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
第 1 次産業	農業	6,377 人	10.5%	128 人	11.6%	132,037 人	11.0%
	林業	115 人	0.2%	10 人	0.9%	2,157 人	0.2%
	漁業	43 人	0.1%	—	—	351 人	0.0%
	小計	6,535 人	10.8%	138 人	12.5%	134,545 人	11.2%
第 2 次産業	鉱業	93 人	0.2%	36 人	3.3%	1,252 人	0.1%
	建設業	7,208 人	11.9%	230 人	20.8%	126,694 人	10.6%
	製造業	14,932 人	24.7%	205 人	18.6%	293,504 人	24.5%
	小計	22,233 人	36.7%	471 人	42.7%	421,450 人	35.1%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	479 人	0.8%	27 人	2.4%	6,704 人	0.6%
	運輸・通信業	2,375 人	3.9%	36 人	3.3%	51,711 人	4.3%
	卸売・小売業、飲食店	12,101 人	20.0%	114 人	10.3%	225,866 人	18.8%
	金融・保険業	1,226 人	2.0%	5 人	0.5%	24,557 人	2.0%
	不動産業	210 人	0.3%	1 人	0.1%	6,498 人	0.5%
	サービス業	13,900 人	23.0%	248 人	22.5%	290,465 人	24.2%
	公務	1,412 人	2.3%	63 人	5.7%	34,059 人	2.8%
	小計	31,703 人	52.4%	494 人	44.7%	639,860 人	53.3%
その他	59 人	0.1%	1 人	0.1%	4,426 人	0.4%	
総計	60,530 人	100.0%	1,104 人	100.0%	1,200,281 人	100.0%	

注 1) データは、総務省統計局「平成 12 年国勢調査報告」の 10 月 1 日現在のものです。また、構成比は全体総計に対するもので、%は小数点第 2 位で四捨五入したものです。

注 2) —は、該当のないものです。

出典：平成 16 年長野県統計書（平成 19 年：長野県企画局情報政策課）に基づき市町村合併後の値を算出したものです。⁷⁾

(8) 製造品出荷額

調査対象地域及び長野県における平成 17 年の製造品出荷額を表 2.1.7 に示します。

長野県においては電子・情報等が大きな出荷額となっています。

調査対象地域では、電機・電子・食料・機械が大きな出荷額となっています。

表 2.1.7 製造品出荷額

	飯田市	下伊那郡天龍村	長野県
食料	2,836,295 万円	X	47,606,170 万円
飲料	150,165 万円	—	14,625,535 万円
繊維	114,840 万円	—	777,563 万円
衣服	41,860 万円	—	1,187,330 万円
木材	70,299 万円	—	3,672,729 万円
家具	X	—	3,460,365 万円
紙	1,088,710 万円	—	6,736,966 万円
印刷	270,439 万円	—	7,574,214 万円
化学	—	—	9,692,935 万円
石油	X	—	746,715 万円
プラスチック	329,534 万円	—	15,485,113 万円
ゴム	—	—	1,677,166 万円
皮	868,637 万円	—	969,511 万円
土石	403,803 万円	—	10,722,945 万円
鉄鋼	—	—	4,269,605 万円
非鉄	X	—	8,042,774 万円
金属	210,233 万円	—	19,987,487 万円
機械	2,532,669 万円	—	85,801,532 万円
電機	8,850,422 万円	X	73,631,388 万円
情報	202,812 万円	—	98,083,882 万円
電子	4,587,042 万円	—	106,952,916 万円
輸送	169,276 万円	—	40,006,875 万円
精密	1,967,760 万円	—	27,795,982 万円
その他	146,502 万円	—	4,152,739 万円
合計	24,921,788 万円	13,171 万円	593,660,437 万円

注 1) データは、経済産業省「工業統計調査」の平成 18 年 12 月調べのもの。

注 2) —は、該当のないものです。x は、数字が秘匿されているものです。

注 3) 値は、千の位で四捨五入したものです。

出典：長野県ホームページ (<http://www3.pref.nagano.jp/>)

(平成 19 年：長野県 企画局 情報政策課 統計室) ⁴⁾

2. 交通量の状況

調査区域における交通体系の状況を図 2.1.2 に示します。

調査区域には一般国道 418 号及び一般国道 152 号が通過します。

なお、主要地方道、一般県道及び鉄道は、調査区域を通過しません。

また、全国道路交通情勢調査（道路交通センサス：平成 17 年度）による交通量は、表 2.1.8 に示すとおりです。

表 2.1.8 交通量の状況

路線名	区間番号	観測地点	12時間交通量		24時間交通量	
			平日	休日	平日	休日
一般国道 152 号	1262	飯田市南信濃和田 1143-2	1,463 台	954 台	1,697 台	1,190 台
一般国道 152 号	51262	飯田市南信濃	—	—	—	—
一般国道 418 号	1476	飯田市南信濃南和田（堀割）	766 台	460 台	889 台	511 台

注 1) 一般国道 152 号：区間番号 51262 は、通行不能区間です。

出典：平成 17 年度道路交通センサス報告書（平成 19 年 3 月：国土交通省 中部地方整備局）⁸⁾

3. 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

調査対象地域及び長野県の土地利用の状況を表 2.1.9 に、調査区域の土地利用を図 2.1.3 に示します。

土地利用は、山林の割合が多い状況になっています。

このうち実施区域は、針葉樹、広葉樹からなる林地等により占められています。

表 2.1.9 地目別土地利用状況 単位：上段千 m² 下段（ ）%

地目地区	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	その他
飯田市	658,760	17,540	28,238	20,781	0	31	178,928	—	19,229	393,013
	(100.0%)	(2.7%)	(4.3%)	(3.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(27.3%)	(—)	(2.9%)	(59.7%)
下伊那郡 天龍村	109,530	511	1,144	442	0	1,338	56,874	0	961	48,259
	(100.0%)	(0.5%)	(1.0%)	(0.4%)	(0.0%)	(1.2%)	(51.9%)	(—)	(0.9%)	(44.1%)
長野県	13,562,230	669,005	730,787	491,017	6	33,770	6,290,069	23,259	962,708	4,361,606
	(100.0%)	(4.9%)	(5.4%)	(3.6%)	(0.0%)	(0.2%)	(46.4%)	(0.2%)	(7.1%)	(32.2%)

注1) このデータは平成 18 年 1 月調べのものです。

注2) —は、該当のないものです。

注3) () 内数値は、総面積に占める各地目の割合です。

出典：平成 18 年版 ながの県勢要覧（平成 19 年：長野県企画局情報政策課）⁹⁾

(2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年：法律第 92 号）に基づき計画された長野県土地利用基本計画による地域の状況を図 2.1.4 (1) ~ (2) に示します。

調査区域においては、概ね森林地域となっており、また、一部農業地域が主に河川に沿っています。

なお、実施区域内には都市地域、自然公園地域はありません。

4. 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

環境保全についての配慮が必要な施設としての対象（学校、病院、福祉施設等）の選定は、騒音規制法や振動規制法により保全対象となっている教育施設（学校及び図書館等）、医療施設（病院及び診療所）、社会福祉施設（保育所及び特別養護老人ホーム等）としました。

調査区域には、教育施設、医療施設、社会福祉施設は分布していません。

5. 水域の利用状況

(1) 河川、湖沼及び地下水の利用

調査区域における河川、湖沼、地下水等からの年間取水量（簡易水道）の状況を表 2.1.10 に、調査区域の取水源の分布状況を図 2.1.5 に示します。

調査区域での取水源として、湧水が多く利用されている状況です。

表 2.1.10 調査区域の利水の状況（簡易水道）

種類	事業主体・名称	年間取水量（m ³ ）										
		ダム	湖沼	河川	伏流水	浅井戸		深井戸		湧水 その他	受水	計
						本		本				
簡易水道	飯田市南信濃 和田	—	—	—	—	—	—	2	40,080	160,323	—	200,403
	飯田市南信濃 名古屋	—	—	—	—	—	—	1	7,210	—	—	7,210
	飯田市南信濃 十原	—	—	—	—	—	—	—	—	2,625	—	2,625
	飯田市南信濃 八重河内	—	—	—	—	—	—	1	12,378	15,722	—	28,100
	下伊那郡天龍村 平岡	—	—	248,200	—	—	—	—	—	—	—	—

注1) 「—」は、該当のないものです。

注2) データは、平成18年3月31日現在のものです。

出典：平成17年度 長野県の水道（平成19年3月：長野県水道協議会）¹⁰⁾

(2) 内水面利用の状況

長野県（天竜川水系）における河川の漁獲の状況を表 2.1.1.1、調査区域における漁業権の設定状況を図 2.1.6 に示します。

調査区域には、天竜川水系が流れており、その内水面の魚種別漁獲量をみますと、「さけ・ます類」や「あゆ」が主な漁獲となっています。

また調査区域においては、八重河内川、梶谷川、遠山川、小嵐川及びそれらに流入する沢等まで含めて漁業権が設定されています。

表 2.1.1.1 漁獲の状況

単位：t

河 川	総 数	魚 類												
		ひ め ま す	に じ ま す	や ま め	い わ な	さ け ・ ま す 類	そ の 他	わ か さ ぎ	あ ゆ	こ い	ふ な	う ぐ い	お い わ	う な ぎ
長野県 (天竜川水系)	134	0	7	—	16	35	—	49	6	1	14	5	0	1

注1) 参考に、長野県（天竜川水系）における内水面漁獲状況を示します。

注2) 「—」は該当のないもの、「0」は単位未満の数値です。

出典：平成16年長野県統計書（平成19年：長野県企画局情報政策課）⁷⁾

6 . 環境整備の状況

(1) 上水道

調査対象地域における上水道の整備の状況を表 2.1.1 2 に示します。
調査区域には、上水道と簡易水道が整備されています。

表 2.1.1 2 上水道の状況

事業主体・名称	種類	計画給水人口	現在給水人口	普及率 (%)
飯田市	上水道	104,810	99,180	98.1
	簡易水道	11,326	6,700	
	合計	116,136	105,880	
天龍村	簡易水道	1,980	1,517	77.2
	合計	1,980	1,517	

注 1) データは、平成 18 年 3 月 31 日現在のものです。

注 2) 「上水道」とは、計画給水人口が 5,001 人以上の水道を示し、

「簡易水道」とは、計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道を示す。

出典：平成 17 年度 長野県の水道（平成 19 年 3 月：長野県水道協議会）¹⁰⁾

(2) 下水道

調査対象地域及び長野県における下水道の整備の状況を表 2.1.1 3 に示します。

下水道の普及率は飯田市は県全体と同程度ですが、下伊那郡天龍村は県全体に比べ低い状況にあります。

表 2.1.1 3 下水道の状況

市村(県)名	総人口(千人)	処理人口(千人)	総人口普及率 (%)
飯田市	107.9	93.2	86.4
下伊那郡天龍村	2.0	1.5	75.7
長野県	2,190.9	1,963.4	89.6

注 1) 総人口及び処理人口は平成 18 年 3 月 31 日現在。

出典：平成 18 年版 ながの県勢要覧（平成 19 年：長野県企画局情報政策課）における、
汚水処理人口普及率（公共下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティ・プラ
ント）による。⁹⁾

(3) 廃棄物処理

調査区域には産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設はありません。

(4) 公害の苦情の状況

長野県における最近3年間の公害の苦情件数の状況を表2.1.14に示します。

最近3年間の苦情件数総計は、飯田市では横ばいですが、長野県では増加の傾向にあります。

飯田市における苦情件数では水質汚濁が一番多く、次いで大気汚染、悪臭となっています。

なお、下伊那郡天龍村では、平成15～17年度の公害の苦情は挙がっていません。

表 2.1.14 公害の苦情件数

	年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
飯田市	H17	49	56	0	13	1	0	21	188	328
	H16	60	47	1	3	0	0	14	176	301
	H15	19	43	0	16	1	0	51	198	328
天龍村	H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	H17	746	487	19	248	11	0	301	1,176	2,988
	H16	648	461	24	209	8	1	309	988	2,648
	H15	738	489	21	204	15	0	354	771	2,592

出典：平成18年版 ながの県勢要覧（平成19年：長野県 環境政策課）⁹⁾

飯田市ホームページ（平成19年：<http://www.city.iida.nagano.jp/kankyo/plan/report.html>）¹⁾

天龍村役場 聞き取り

7. 法令による指定及び規制等の状況

(1) 大気汚染防止法による規制地域の状況

調査区域には、「大気汚染防止法」（昭和 43 年：法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する総量規制基準に係る規制地域はありません。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に係る対策地域の状況

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年：法律第 70 号）第 6 条第 1 項に規定する特定地域はありません。

(3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に係る沿道整備道路の状況

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年：法律第 34 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

(4) 自然公園法等に基づく国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園区域

調査区域には、「自然公園法」（昭和 32 年：法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び同条第 2 項の規定により指定された国定公園はありません。

また、「自然公園法」（昭和 32 年：第 161 号）第 59 条の規定に基づき、長野県内にあるすぐれた風景地で、知事が長野県立自然公園として指定し、保護とその適正な利用が図られるように、規制又は施設に関する計画のことを定めた長野県立自然公園条例（昭和 35 年：長野県条例第 22 号）が制定されていますが、それらの指定区域はありません。

(5) 自然環境保全法等に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年：法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域はありません。

なお、「自然環境保全法」（昭和 47 年：法律第 85 号）第 45 条の規定に基づき、現在及び将来の県民の良好な生活環境の保全を図り、住みよい県土の実現に資するよう知事が自然環境保全地域として指定し、その区域内に特別地区を指定し、その特別地区内における行為を規制することを定めた長野県自然環境保全条例（昭和 46 年：長野県条例第 35 号）が制定されていますが、同条例第 7 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域及び同条例第 15 条第 1 項の規定により指定された郷土環境保全地域の指定区域はありません。

(6) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく文化遺産、自然遺産の区域**
調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年：条約第7号）第11条2の世界遺産の一覧に記載された文化遺産、自然遺産の区域はありません。

(7) **都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の地域**

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年：法律第72号）第5条第1項の規定による緑地保全地域、第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区（または改正前の都市緑地保全法第3条の規定による緑地保全地区）はありません。

(8) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく
生息地等保護区の区域**

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年：法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区はありません。

(9) **鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の区域**

調査区域には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年：法律第88号）第28条の規定により指定された鳥獣保護区等はありません。

(10) **特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地**

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年：条約第28号）第2条1の規定により指定された湿地の区域はありません。

(11) 都市計画法に基づく風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和43年：法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域はありません。

(12) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

調査区域には、「都市計画法」（昭和43年：法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域は指定されていません。

(13) 景観法に基づく景観計画区域、景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要建造物、景観重要樹木の指定状況

調査区域には、「景観法」（平成16年：法律第110号）第8条第2項第1号の規定による景観計画区域、同第5号の規定による景観重要公共施設の整備に関する事項、第19条第1項の規定による景観重要建造物、第28条第1項の規定による景観重要樹木は指定されていません。

(14) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染については、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年：環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年：環境庁告示第38号）及び「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年：環境庁告示第4号）により、9物質の環境基準が定められています。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年：法律第105号）第7条に基づく環境基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年：環境庁告示第68号）によって定められています。

大気汚染に係る環境基準を表2.1.15に示します。

表 2.1.15 大気の汚染に係る環境基準について

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)	
ダイオキシン類	1 年平均値が、0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27 告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

- ：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
- ：二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
- ：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- ：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- ：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日：環境庁告示第 25 号）（改正昭 48 環告 35・昭 53 環告 38・昭 56 環告 47・平 8 環告 73）¹³⁾

：二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日：環境庁告示第 38 号）（改正平 8 環告 74）¹⁴⁾

：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日：環境庁告示第 4 号）（改正平 13 環告 30）¹⁵⁾

：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日：環境庁告示第 68 号）（改正平 14 環告 46）¹⁶⁾

(15) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年：環境庁告示第59号）により、26項目の「人の健康の保護に関する環境基準」、5項目の「生活環境の保全に関する環境基準」が、また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年：法律第105号）第7条に基づく環境基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年：環境庁告示第68号）によって、それぞれ表2.1.16（1）、（2）のとおり定められています。「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に等しい基準が適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は水域類型毎に定められた基準が適用されます。

また、地下水については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）により、26項目の「人の健康の保護に関する環境基準」が、また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年：法律第105号）第7条に基づく環境基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年：環境庁告示第68号）によって、定められています。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2.1.16（3）に示します。

調査区域内の類型指定の状況を以下表2.1.16（4）及び図2.1.7に示します。

表 2.1.16 (1) 水質汚濁に係る環境基準について

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表 1 (省略) に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 (省略) に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 (省略) に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	付表 4 (省略) に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	付表 5 (省略) の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表 5 (省略) の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1,43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法,亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 34.1 に定める方法又は付表 6 (省略) に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 (省略) に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法

備考：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43. 2. 1,43. 2. 3 又は 43. 2. 5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43. 1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 1) 付表は省略する。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日：環境庁告示第 59 号）（改正昭 49 環告 63・昭 50 環告 3・昭 57 環告 41・環告 140・昭 60 環告 29・昭 61 環告 1・平 3 環告 78・平 5 環告 16・環告 65・平 7 環告 17・平 10 環告 15・平 11 環告 14・平 12 環告 22・平 15 環告 123）¹⁷⁾

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日：環境庁告示第 68 号）（改正平 14 環告 46）¹⁶⁾

表 2.1.16 (2) 水質汚濁に係る環境基準について

生活環境の保全に関する環境基準<河川(湖沼を除く)>

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの。	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの。	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの。	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの。	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級,農業用水及びEの欄に掲げるもの。	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考：基準値は、日間平均値とする。

：農業用水利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする。

注1) 自然環境保全_自然探勝等の環境保全

：水道1級_ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

：水道2級_沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

：水道3級_前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

：水産1級_ヤマメ,イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

：水産2級_サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

：水産3級_コイ,フナ等,β-中腐水性水域の水産生物用

：工業用水1級_沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

：工業用水2級_薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

：工業用水3級_特殊の浄水操作を行うもの

：環境保全_国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日：環境庁告示第59号)(改正昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・平12環告22・平15環告123)
17)

表 2.1.16 (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表 1 (省略) に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 (省略) に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 (省略) に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	付表 4 (省略) に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	付表 5 (省略) の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表 5 (省略) の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1,43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法,亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 34.1 に定める方法又は付表 6 (省略) に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 (省略) に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法

備考：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43. 2. 1,43. 2. 3 又は 43. 2. 5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43. 1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 1) 付表は省略する。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日：環境庁告示第 10 号）（改正平 11 環告 16）¹⁸⁾

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日：環境庁告示第 68 号）（改正平 14 環告 46）¹⁶⁾

表 2.1.16 (4) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準) の類型指定水域

水系	水域	該当類型	達成期間	指定年月日
天竜川	遠山川 (全域) (上村川を含む。)	A A	イ	H10.2.5

注1) 達成期間の区分は次の通り。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準の指定（平成10年2月5日：長野県告示第60号）¹⁹⁾

(16) 土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年:法律第91号)第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準については、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年:環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年:法律第105号)第7条に基づく環境基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年:環境庁告示第68号)によって定められています。

土壌の汚染に係る環境基準について、表2.1.17に示します。

表 2. 1. 1 7 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下 農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38 に定める方法 (規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐	検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1(省略)に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2(省略)に掲げる方法)
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下 農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1(省略)に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2(省略)及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3(省略)に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3(省略)に掲げる方法
銅	農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3. 1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3. 1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3. 1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3. 1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 に定める方法
チラウム	0.006mg/ℓ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4(省略)に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5(省略)の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5(省略)の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6(省略)に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7(省略)に掲げる方法
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 備考：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表(省略)に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- ：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
 - ：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - ：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
 - ：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日：環境庁告示第 46 号）（改正平成 5 環告 19・平成 6 環告 5・平成 6 環告 25・平成 7 環告 19・平成 10 環告 21・平成 13 環告 16）²⁰⁾
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日：環境庁告示第 68 号) (改正平 14 環告 46)¹⁶⁾

(17) 騒音に係る環境基準

騒音については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年：環境庁告示第64号）により、地域の環境基準類型及び時間の区分毎に環境基準が定められています。

騒音に係る環境基準を表2.1.18(1)～(3)に示します。

なお、調査区域には、騒音の環境基準の類型指定地域はありません。

表 2.1.18 (1) 騒音に係る環境基準について

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A A	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

: A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

: Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

: Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

: Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(参考)

表 2.1.18 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとした。

(参考)

表 2.1.18 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値）

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下

備考：個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により範囲が特定される空間をいう。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路。15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路。20メートル

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日：環境庁告示第64号）²¹⁾

(18) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定状況

調査区域には、「環境基本法」(平成5年：法律第91号)第17条第3項の規定により指定された公害防止計画の策定地域はありません。

(19) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度及び指定地域の状況

「騒音規制法」(昭和43年：法律第98号)第17条第1項の規定により、自動車騒音の限度が区域の区分及び時間の区分毎に定められています。自動車騒音の限度を表2.1.19に示します。

なお、調査区域には、自動車騒音の限度が適用される地域の指定はありません。

表 2.1.19 自動車騒音の限度を定める総理府令(要請限度)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち 車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

注1) 第a種区域：専ら住居の用に供される区域

：第b種区域：主として住居の用に供される区域

：第c種区域：担当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日：総理府令第15号)²²⁾

(20) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の状況

「騒音規制法」(昭和43年：法律第98号)第14条第1項及び第15条第1項に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年：厚生省・建設省告示第1号)により表2.1.20(1)のように定められています。

また、区域の区分については、長野県告示により表2.1.20(2)のように定められています。

なお、調査区域に都道府県知事の定める区域の指定はありません。

表 2.1.20(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

作業の種類	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業期間	作業禁止日
特定建設作業 くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	85dB以下	第1号区域 午後7時～翌日午前7時 第2号区域 午後10時～翌日午前6時	第1号区域 10時間以内 第2号区域 14時間以内	6日以内	日曜日 休日

備考：騒音レベルは特定建設作業もしくは建設作業の敷地の境界線におけるものである。

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日：厚生省、建設省告示第1号)²³⁾

表 2.1.20(2) 騒音規制法に基づく区域の区分(長野県)

区分	地域
第1号区域	ア第1種区域及び第2種区域 イ第3種区域及び第4種区域のうち学校、保健所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
第2号区域	第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

出典：長野県告示第97号(昭和50年2月27日：長野県)²⁴⁾

(2.1) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度及び指定地域の状況

「振動規制法」(昭和51年：法律第64号)第16条第1項の規定により、道路交通振動の限度が区域の区分毎及び時間の区分毎に定められています。道路交通振動の限度を表2.1.2.1に示します。

なお、調査区域には、道路交通振動の限度が適用される地域の指定はありません。

表 2.1.2.1 道路交通振動に係る限度(要請限度)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前7時～午後7時	午後7時～午前7時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考：表中の値は、80%レンジ上端値(L₁₀)を示す。

出典：道路交通振動に係る要請限度(昭和51年11月10日：総理府令第58号)²⁵⁾

長野県告示第683号(昭和52年12月26日：長野県)²⁶⁾

(2.2) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準の状況

「振動規制法」(昭和51年：法律第64号)第15条第1項に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)により表2.1.2.2(1)のように定められています。

また、区域の区分については、長野県告示により表2.1.2.2(2)のように定められています。なお、調査区域に都道府県知事の定める区域の指定はありません。

表 2.1.2.2(1) 特定建設作業に伴って発生する振動の規則に関する基準

作業の種類		振動レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業期間	作業禁止日
特定建設作業	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業	75dB以下	第1号区域 午後7時～翌日午前7時 第2号区域 午後10時～翌日午前6時	第1号区域 10時間以内 第2号区域 14時間以内	6日以内	日曜日 休日
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
	舗装版破砕機を使用する作業					
	ブレーカーを使用する作業					

出典：振動規制法施行規則(昭和51年11月10日：総理府令第58号)²⁷⁾

表 2.1.2.2(2) 振動規制法に基づく区域の区分(長野県)

区分	地域
第1号区域	ア第1種区域 イ第2種区域のうち、学校、保健所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル区域内
第2号区域	第2種区域のうち上記以外の区域

出典：長野県告示第683号(昭和52年12月26日：長野県)²⁶⁾

(23) 水質汚濁防止法第4条の2第1項の規定により指定された地域

調査区域に「水質汚濁防止法」(昭和45年:法律第138号)第4条の2第1項の規定により指定された指定水域、指定地域はありません。

(24) 水産資源保護法第15条第1項の規定により指定された地域

調査区域に「水産資源保護法」(昭和26年:法律第313号)第15条第1項の規定により指定された保護水面はありません。

(25) 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項及び第2項の規定により指定された湖沼及び地域

調査区域に「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年:法律第61号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼及び同条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

(26) 水質汚濁防止法に基づく排水基準の内容

「水質汚濁防止法」(昭和45年：法律第138号)第3条第1項の規定により、特定施設を設置する工場または事業場から公共用水域に排出される排出水の汚染状態に対し、有害物質及びその他の項目について排水基準が定められています。排水基準を表2.1.23(1)、(2)に示します。

表 2.1.23 (1) 排水基準 (有害物質)

項目	許容限度	備考
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l	1「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
シアン化合物	1mg/l	
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/l	2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年：政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年：法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場にかかる排出水については、当分の間、適用しない。
鉛及びその化合物	0.1mg/l	
六価クロム化合物	0.5mg/l	検出されないこと
砒素及びその化合物	0.1mg/l	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/l	0.003mg/l
アルキル水銀化合物	0.003mg/l	
P C B	0.003mg/l	0.2mg/l
ジクロロメタン	0.2mg/l	
四塩化炭素	0.02mg/l	0.04mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l	
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l	0.4mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l	0.06mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l	
トリクロロエチレン	0.3mg/l	0.1mg/l
テトラクロロエチレン	0.1mg/l	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l	0.06mg/l
チウラム	0.06mg/l	
シマジン	0.03mg/l	0.2mg/l
チオベンカルブ	0.2mg/l	
ベンゼン	0.1mg/l	0.1mg/l
セレン及びその化合物	0.1mg/l	
ほう素及びその化合物	10mg/l (海域以外) 230mg/l (海域)	8mg/l (海域以外) 15mg/l (海域)
ふっ素及びその化合物	8mg/l (海域以外) 15mg/l (海域)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素× 0.4+亜硝酸性窒素+ 硝酸性窒素 100mg/l	

備考：本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表1(省略)に掲げる暫定排水基準の適用を受けるものとする。

出典：排水基準を定める省令(昭和46年6月21日：総理府令第35号)²⁸⁾

表 2.1.23 (2) 排水基準 (生活環境に関する項目)

項目	許容限度	備考	
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6 (海域以外) 5.0~9.0 (海域)	1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業 (硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼にあって水の塩素イオン含有量が 1リットルにつき、9,000ミグラムを超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらが流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120) mg/ℓ		
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120) mg/ℓ		
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150) mg/ℓ		
n-ヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量		5mg/ℓ
	動植物油脂類含有量		30mg/ℓ
フェノール類含有量	5mg/ℓ		
銅含有量	3mg/ℓ		
亜鉛含有量	2mg/ℓ		
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ		
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ		
クロム含有量	2mg/ℓ		
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/ℓ		
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/ℓ		

注1) 備考 6 及び 7 の「環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域」とは別表第 2 (省略) に掲げる湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域とする。

注2) 本表による適用に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については別表 3 (省略) に掲げる基準の適用を受けるものとする。

出典：排水基準を定める省令 (昭和 46 年 6 月 21 日：総理府令第 35 号) ²⁸⁾

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 (平成 18 年 11 月 10 日：環境省令第 33 号)

(27) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の設定状況

「水質汚濁防止法」(昭和45年：法律第138号)第3条第3項に基づく上乗せ排水基準は、「公害の防止に関する条例」(長野県条例第16条別表第1)において、「有害物質」等について定められています。このうち、長野県区域全体に適用される「有害物質」についての上乗せ排水基準を表2.1.24に示します。

表 2.1.24 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準

(有害物質)

カドミウム及びその化合物	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	備考
0.05mg/l	0.5mg/l	0.3mg/l	0.003mg/l	1.この表の基準は、県区域全体に適用する。 2.この表の基準は、昭和54年10月31日において既設又は設置工事中の500m ³ /日未満の工場又は事業場には適用しない。

出典：公害の防止に関する条例(昭和48年：長野県)²⁹⁾

(28) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年：法律第105号)第8条第1項の規定により、特定施設の種類及び構造に応じて大気及び水質の排出基準が定められています。特定施設の排出基準を表2.1.25に示します。

表 2.1.25 (1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

(大気)

特定施設の種類	特定施設の能力	排出基準
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		1立方メートルにつき 0.1ナノグラム
令別表第1第2号に掲げる電気炉		1立方メートルにつき 0.5ナノグラム
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉		1立方メートルにつき 1ナノグラム
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		1立方メートルにつき 1ナノグラム
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が1時間当たり、 4,000キログラム以上	1立方メートルにつき 0.1ナノグラム
	焼却能力が1時間当たり、 2,000キログラム以上 4,000キログラム未満	1立方メートルにつき 1ナノグラム
	焼却能力が1時間当たり、 2,000キログラム未満	1立方メートルにつき 5ナノグラム

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年：総理府令第67号)³⁰⁾第1条の2別表1

表 2.1.25 (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準
(水質)

特定施設の種類	排出基準
令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設	1 リットルにつき 10 ピコグラム

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年：総理府令第67号）³⁰⁾ 第1条の2別表2

(29) 悪臭防止法に基づく規制基準及び指定地域の状況

「悪臭防止法」（昭和46年：法律第91号）第4条第1項の規定により、知事により悪臭物質の規制基準が区域の区分毎に定められています。敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況を表2.1.26(1)に示します。

また、同法は平成7年に一部改正され、同法第4条第2項の規定により知事が自然的、社会的条件から判断して同法第4条第1項の規定による規制基準によっては生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出について、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、規制基準を定められており、その制度の導入を行っています。敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況を表2.1.26(2)に示します。

調査区域には、悪臭物質の両規制基準が適用される地域の指定はありません。

表 2.1.26 (1) 悪臭に係る規制基準（悪臭物質：長野県）

悪臭物質の名称	敷地境界の規制基準		敷地境界	気体排出施設	排水	備考
	第1地域	第2地域				
アンモニア	2ppm	5ppm	○	○		1 この表に掲げる悪臭物質の測定方法は昭和47年環境庁告示第9号（平成8年環境庁告示第4号改正現在）に定める方法とする。
メチルメルカプタン	0.004	0.01	○		○	
硫化水素	0.06	0.2	○	○	○	2 昭和50年3月10日県告示第114号によりアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質の規制基準を設定した。
硫化メチル	0.05	0.2	○		○	
トリメチルアミン	0.02	0.07	○	○		
二硫化メチル	0.03	0.1	○		○	
アセトアルデヒド	0.1	0.5	○			
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○		3 昭和54年2月13日県告示第84号により、二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの3物質の規制基準を追加した。
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○		
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	○	○		4 平成3年2月28日県告示第161号により、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質の規制基準を追加した。
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	○	○		
イソブタノール	0.9	4	○	○		5 平成7年2月23日県告示第140号により、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンの10物質に規制基準を追加した。（平成7年4月1日施行）
酢酸エチル	3	7	○	○		
メチルイソブチルケトン	1	3	○	○		
トルエン	10	30	○	○		
キシレン	1	2	○	○		
スチレン	0.8	2	○			
プロピオン酸	0.07	0.2	○			
ノルマル酪酸	0.002	0.006	○			
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○			
イソ吉草酸	0.004	0.01	○			

出典：悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定（昭和50年：長野県告示第114号）³¹⁾

表 2.1.26 (2) 悪臭に係る規制基準（臭気：長野県）

	敷地境界線における規制基準	
	第1地域	第2地域
臭気指数の範囲	10～15	12～18

出典：悪臭防止法第4条第2項の規定による臭気指数規制の基準等（平成9年：長野県環境審議会答申）³²⁾

(30) 森林法に基づく保安林

調査区域には、「森林法」（昭和26年：法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び干害防備保安林）があります。これら保安林を図2.1.8に示します。

なお、実施区域には、土砂流出防備保安林の指定区域があります。

(3 1) 砂防法に基づく砂防指定地の指定状況

調査区域における「砂防法」(明治 30 年：法律第 29 号) 第 2 条に基づく砂防指定地の状況を図 2.1.9 に示します。

実施区域には小嵐付近に 1 カ所の指定地があります。

(3 2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査区域における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年：法律 57 号) 第 3 条第 1 項に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 2.1.9 に示します。

調査区域には、急傾斜崩壊危険区域が西山や尾之島、和田の集落近傍に存在しますが、実施区域にはありません。

(3 3) 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況

調査区域における「地すべり等防止法」(昭和 33 年：法律第 30 号) 第 3 条第 1 項に基づく地すべり防止区域の指定状況を図 2.1.9 に示します。

実施区域には地すべり防止区域に指定された指定区域はありません。

(3 4) 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が平成 14 年 5 月 30 日に全面施行されました。概要は以下のとおりです。

本事業は、建設リサイクル法の対象建設工事であると考えられ、建設リサイクル法の適用が考えられます。

建築物の解体等にあたっては、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

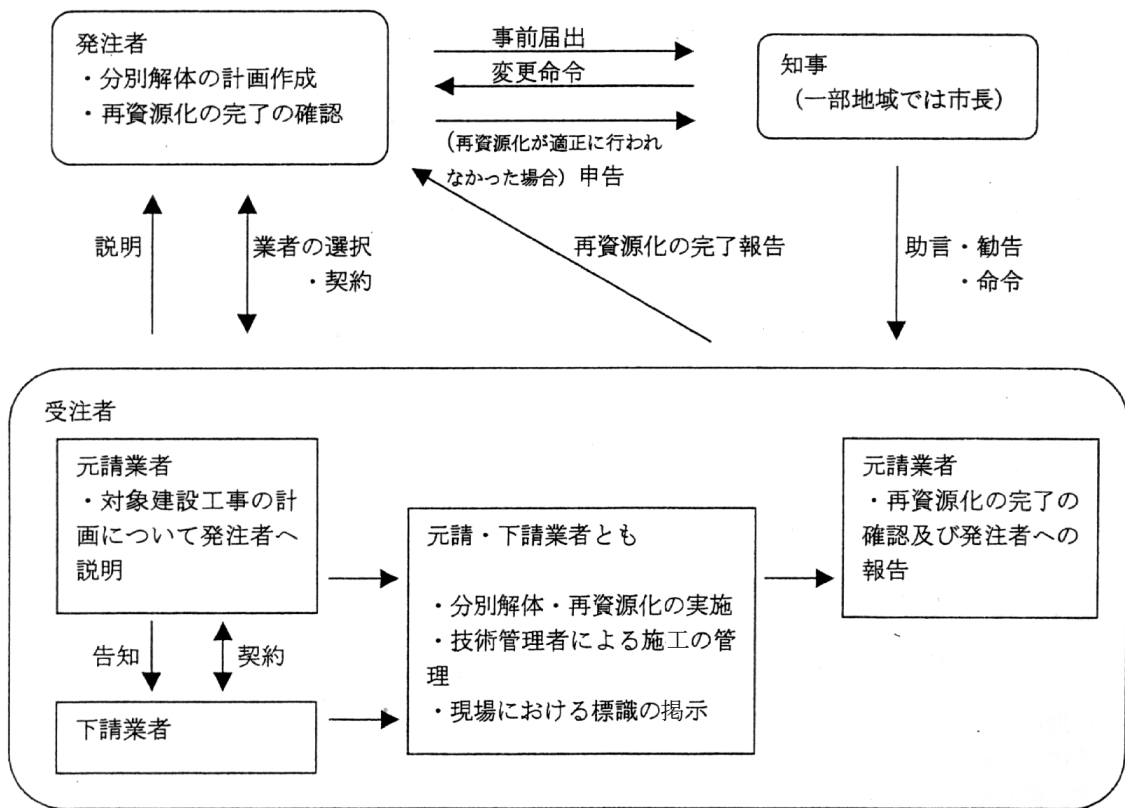
① 対象建設工事は、床面積や請負金額の規模に応じて次のとおりです。

- ・ 建築物の解体：80m²以上
- ・ 建築物の新築・増築：500m²以上
- ・ 建築物の修繕・模様替（リフォーム等）：1 億円以上
- ・ その他の工作物に関する工事（土木工事等）：500 万円以上

② コンクリート、アスファルト及び木材は、現場で分別すること。

③ 分別解体に伴って生じた廃コンクリート、廃アスファルト及び廃木材は、再資源化すること。（廃木材については、再資源化が困難な場合には、焼却による縮減で足りる。）

分別解体等及び再資源化等の実施を確保するためには、発注者や受注者の役割が明示されました。

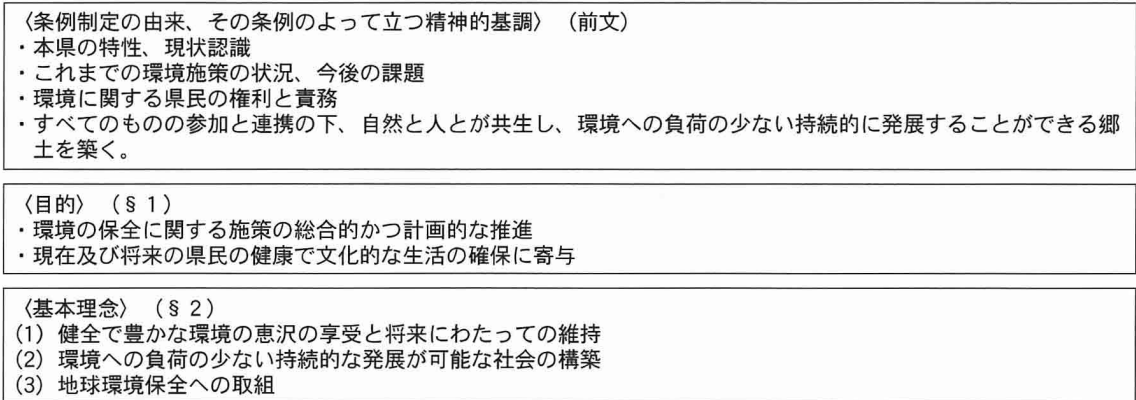


8. 地域の環境に係る方針等の状況

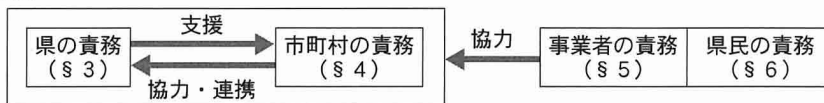
(1) 長野県環境基本条例

長野県では、今後の環境政策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる条例として、平成8年3月に長野県環境基本条例が制定されました。長野県環境基本条例では、社会の全ての構成員が共通の認識とすべき基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、施策全体としての方向性を示す基本方針などを定めています。長野県環境基本条例の体系を図2.1.10に示します。

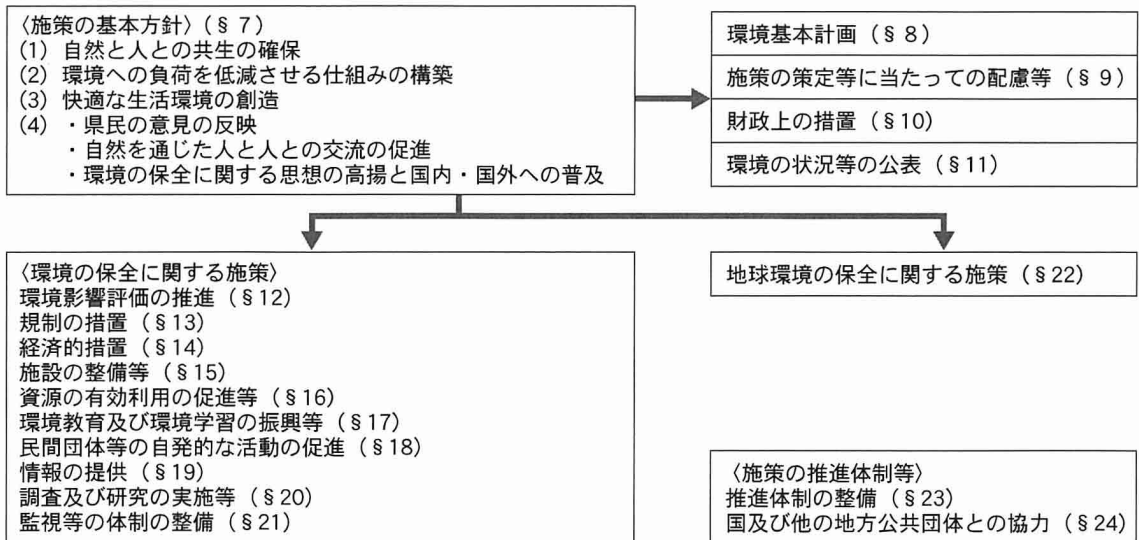
I 前文、目的及び基本理念



II 責務



III 環境の保全に関する基本的施策



IV 長野県環境審議会（§25～§33）

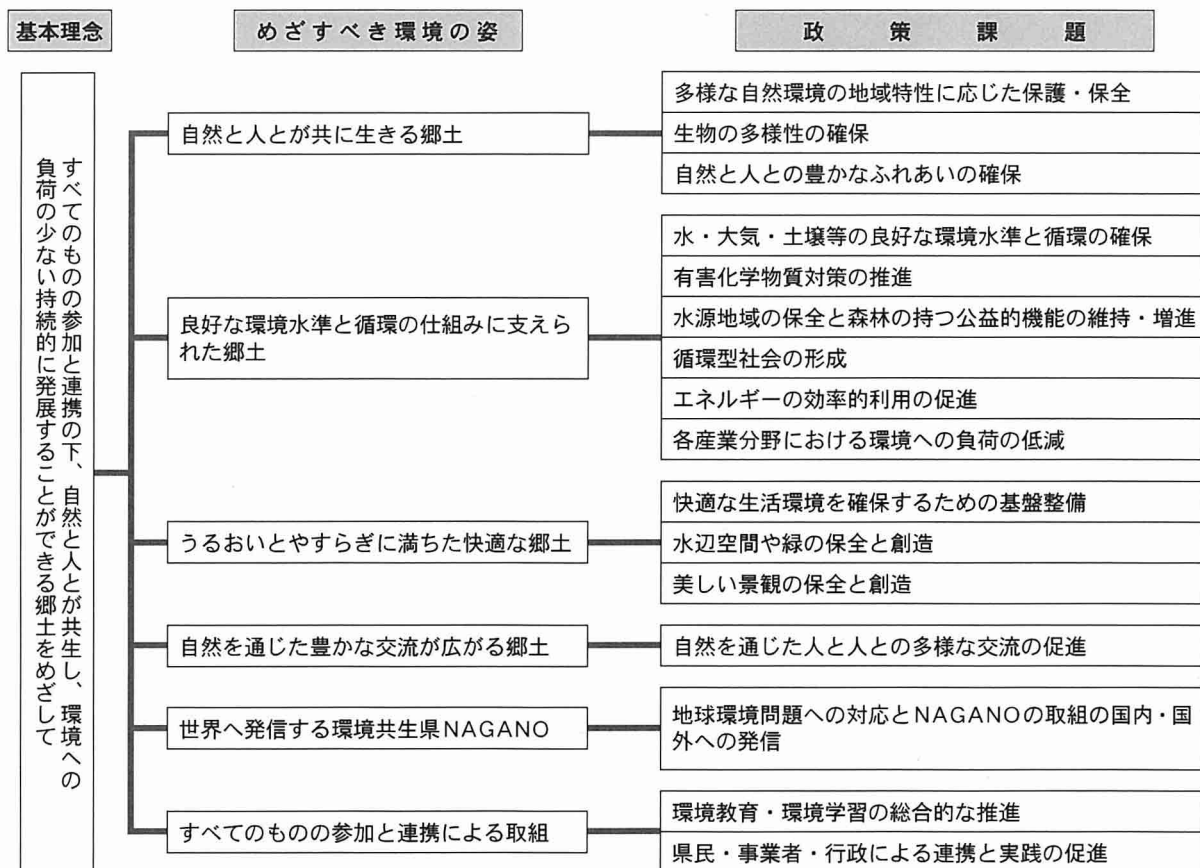
出典：平成18年版環境白書（平成19年：長野県）³³⁾

図 2.1.10 長野県環境基本条例の体系

(2) 長野県環境基本計画

長野県環境基本計画は、「環境基本条例」（平成 8 年：長野県条例第 13 号）第 8 条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本として平成 9 年 2 月に策定されました。その後、新たに生じたダイオキシン等の有害化学物質問題や循環型社会形成、地球温暖化問題などの課題や社会情勢の変化に対応するため、平成 13 年 2 月に改定を行いました。長野県環境基本計画の体系を図 2.1.11 に示します。

また、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くためには、県民、事業者、行政が適切な役割分担の下で、それぞれが進んで環境問題に取り組むことが必要であるとして、それぞれの主体が自発的に環境問題に取り組めるようにガイドラインとして 187 項目の具体的な「行動指針」が示されています。



出典：平成 18 年版環境白書（平成 19 年：長野県）³³⁾

図 2.1.11 長野県環境基本計画の体系

(3) 各市村の環境基本条例

「飯田市環境基本条例」（平成 9 年：飯田市条例第 1 号）では、環境の保全及び創造に関する基本的施策として、施策の基本方針等、環境の保全及び創造に関する施策、地球環境の保全に関する施策、施策の推進体制等について定められています。

下伊那郡天龍村では、環境基本条例を制定していません。

(4) 各市村の環境基本計画

飯田市環境基本計画は、平成 8 年度に「21 世紀いいだ環境プラン」として策定され、平成 13 年度に見直しされています。平成 14 年度からは、市民・事業者・行政で組織した「飯田市環境市民会議」を立ち上げ、行政だけでなく、市民・事業者の意見を聞きながら環境計画を推進しています。また、平成 7 年 3 月には「緑化樹木選定指針」が発刊されています。

下伊那郡天龍村では、環境基本計画を策定していません。

(5) 都市緑地法に基づく緑地保全計画

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年：法律第 72 号）第 6 条第 1 項の規定による緑地保全計画はありません。

(6) 景観法に基づく景観計画

調査区域には、「景観法」（平成 16 年：法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による景観計画はありません。

(7) 長野県景観条例

「長野県景観条例」（平成 4 年：長野県条例第 22 号）の概要は次頁表 2.1.2.7 に示すとおりです。

なお、調査区域には、「景観形成重点地域」に指定された区域はありません。

(8) 水道水源保全地区の区域の状況

長野県では、水環境保全総合計画の策定、水質の監視及び水道水源保全地区の指定について必要な事項を定めることにより、水環境の保全対策の総合的な推進を図り、県民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、「長野県水環境保全条例」（平成 4 年：長野県条例第 12 号）が策定されました。

調査区域には、同条例第 11 条第 1 項の規定により指定された水道水源保全地区はありません。

(9) 生活排水対策重点地域の区域の状況

長野県内では、水質汚濁防止法第 14 条の 7 により生活排水対策が特に必要な地域を生活排水対策重点地域に指定しています。

なお、調査区域には生活排水対策重点地域はありません。

(10) 長野県希少野生動植物保護条例に基づく生息地等保護区の指定状況

調査区域に「長野県希少野生動植物保護条例」（平成 15 年：長野県条例第 32 号）第 23 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区はありません。

表 2.1.27 長野県景観条例の概要

目的	地域の特性を活かした景観の保全と創造	
責務	景観形成の責務（県・市町村・県民・事業者）	
景観形成基本計画	景観形成の基本となる計画（県知事策定） ・景観形成の基本目標 ・大規模行為に関する基本的事項 ・景観形成重点地域に関する基本的事項 ・その他必要事項	
誘導	大規模行為	大規模行為の届出・指導 ・大規模な建築物等の新築・増改築等 ・大規模な土地の形質変更・土石類の採取 ・大規模な物品の集積 ・大規模な広告物の表示・掲出
	景観形成重点地域	景観形成上特に重要な地域を指定 重点地域景観形成計画（県知事策定） 景観形成に影響のある行為の届出・指導 ・建築物等の新築・増改築等 ・土地の形質変更・土石類の採取 ・物品の集積 ・広告物の表示・掲載 既存建築物等についても指導できる
	公共事業等景観形成指針	公共事業等における景観形成の指針 ・基本的事項 ・共通指針 ・施設別指針（道路、橋梁、河川、建築物等）
	景観形成住民協定	景観形成住民協定の認定（県知事） ・住民が自ら行う景観形成活動 ・概要の公表 ・土地・建築物等の所有者等による協定
景観審議会	景観形成・屋外広告物に関する重要事項の審議	
雑則	条例施行に必要な事項は知事が定める	
罰則	罰金、両罰規定	

出典：長野県景観条例（平成4年：長野県条例第22号）³⁴⁾

(11) 主要な事業計画（開発動向）

調査区域における主要な事業計画は表 2.1.28、図 2.1.12 に示すとおりです。
調査区域では、道路事業として一般国道 152 号の事業が整備中です。

表 2.1.28 主要な事業計画

< 道路関連事業 >

番号	路線名		整備箇所	事業内容
1	一般国道	152号	和田バイパス (飯田市南信濃)	延長：4,114m 車線数：2車線 事業予定期間：平成10年度～平成21年度
2	一般国道	152号	小嵐バイパス (飯田市南信濃)	延長：2,425m 車線数：2車線 事業予定期間：平成19年度～平成26年度

出典：長野県ホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/doboku/douken/g-gaiyo/h19gaiyo.htm>⁴⁾

(12) 長野県廃棄物処理計画

長野県では、廃棄物の減量化目標やリサイクル目標、目標達成のための県民・事業者・行政それぞれの取り組みの指針を示す長野県廃棄物処理計画を策定しています。

●一般廃棄物の減量化の目標と施策

一般廃棄物の減量化の目標

循環型社会形成に向けて、減量化のための取組みと努力の結果を明らかにするため、排出抑制とリサイクルの目標を設定します。

現 状		減 量 化 等 目 標 (17年度)		国 の 目 標 (22年度)	
年 度	12	目 標 値	排出抑制 リサイクル 最終処分量	○1日1人100gの削減	○排出量 H9の排出量を約5%削減
総排出量(t)	809,173			○1事業者20%の減量 ⇨ [H9]排出量74万t→[H17]70万t = H9に対し6%の減量	○リサイクル率 [H9]11%→[H22]24%
1人1日排出量(g)	993			○30%のリサイクル	○最終処分量 H9の概ね半分に抑制 [H9]12百万t(23%) →[H22]6.4百万t(13%)
最終処分量(t)	100,130			○排出量の11%に抑制 ⇨ [H9]12万t→[H17]8万t	
リサイクル量(t)	165,732				
リサイクル率	21.3%				

目標達成に向けた施策

減量化の目標達成のためには、県民、事業者、市町村、県それぞれの主体が、役割分担と相互協力により、循環型社会形成に向けた取組みを進める必要があります。

県 民 が 実 践		事 業 者 が 実 践	
減 量 化 の た め に	○ごみを減らす具体的な取組み ・1人1日54gの食べ残し ・1人1日90gの調理くず	○排出者としての排出抑制等の取組み	
リサイクル促進のために	○ルールを守った分別排出 ○リサイクル製品の積極的利用 ○適切な費用負担	○技術開発・体制整備 ○積極的な情報提供 ○住民活動への支援と協力	
市 町 村 が 実 践		県 が 実 践	
○ごみの分別収集の促進	○積極的な情報提供	○広報啓発活動の充実(ごみ減量化・リサイクル情報の提供)	
○分別収集体制の整備	○不法投棄防止体制の整備	○県民運動としての展開(ごみ減量化統一キャンペーンの実施等)	
○住民活動への支援	○事業者としての取組み	○技術的支援の充実(ごみ処理広域化セミナーの開催等)	
○環境教育の推進	○経済的誘導策の検討	○国庫補助制度等財政支援の充実に関する国への要請	
○事業者等への協力要請	○調査・研究	○デポジット制度の導入等に関する国への要請	
		○事業者に対する融資・補助制度の周知	

出典：長野県廃棄物処理計画の概要（長野県生活環境部廃棄物対策課）³⁵⁾

●産業廃棄物の減量化の目標と施策

産業廃棄物の減量化の目標

産業廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクル推進のための取組みと努力の結果を明らかにするため、減量化等の目標を設定します。

現 状		減 量 化 等 目 標 (17 年 度)		国 の 目 標 (22 年 度)	
年 度	10	目 標 値	排出量 ○623 万 t → H10 に対し 16%以内の増加に抑制	○排出量 排出量の増加を H9 の約 12%に抑制	
総排出量(万 t)	535		リサイクル ○292 万 t → 47%のリサイクル	○リサイクル率 [H9] 41%→[H22] 47%	
最終処分量(万 t)	43		最終処分量 ○17 万 t(排出量の 3%) → H10 に対し 60%の削減	○最終処分量 H9 の概ね半分に抑制 [H9] 66 百万 t(16%) → [H22] 30 百万 t(7%)	
リサイクル量(万 t)	268				
リサイクル率	50%				

目標達成に向けた施策

減量化等の目標達成のためには、各主体が相互に協力しながら、それぞれの創意工夫のもと、果たすべき役割を継続的に実践していくことが必要です。

排出事業者が実践	県民が実践
<ul style="list-style-type: none"> ○排出抑制・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・減量化計画策定による数値目標の設定・実行 ○適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・処理基準を遵守した適正処理の確保 ・適正な委託契約とマニフェスト使用の徹底 ○処理施設の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で信頼される施設整備の円滑な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル製品の優先購入と長期使用 ○分別解体の適正処理料金の負担と適正処理の確認 ○産業廃棄物についての正確な知識の習得
処理業者が実践	市町村が実践
<ul style="list-style-type: none"> ○排出抑制・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ないリサイクル技術の導入 ○適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・処理基準を遵守した適正処理の確保 ・委託契約書、マニフェスト制度の徹底 ○処理施設の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で信頼される施設整備の円滑な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル製品の積極的使用 ○公共事業発注時の配慮 ○県・関係機関との連携した取組みの強化 ○処理施設に係る事業者と住民の調整及び支援
	県が実践
	<ul style="list-style-type: none"> ○自主管理体制の整備(産廃処理計画策定義務を年間 500t 以上の排出事業者にまで拡大を検討等) ○リサイクル製品の需要拡大策の検討・導入 ○規制強化対策(収集運搬車両表示義務化の検討等) ○優良業者の育成(適正処理・情報公開等に関する処理業者等との協定締結等) ○公共関与による処理施設整備の推進

出典：長野県廃棄物処理計画の概要（長野県生活環境部廃棄物対策課）³⁵⁾